

第 3 特 別 会 計

「財政法」(昭 22 法 34) 第 13 条第 2 項において
は、

- (イ) 特定の事業を行う場合、
- (ロ) 特定の資金を保有してその運用を行う場合、
- (ハ) その他特定の歳入をもって特定の歳出に

充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

2 年度においては、特別会計の数は次の 13 となっている。

(特別会計一覧)

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計(内閣府、総務省及び財務省)
- ・ 地震再保険特別会計(財務省)
- ・ 国債整理基金特別会計(財務省)
- ・ 外国為替資金特別会計(財務省)
- ・ 財政投融资特別会計(財務省及び国土交通省)
- ・ エネルギー対策特別会計(内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省)
- ・ 労働保険特別会計(厚生労働省)
- ・ 年金特別会計(内閣府及び厚生労働省)

- ・ 食料安定供給特別会計(農林水産省)
- ・ 国有林野事業債務管理特別会計(農林水産省)
- ・ 特許特別会計(経済産業省)
- ・ 自動車安全特別会計(国土交通省)
- ・ 東日本大震災復興特別会計(国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、2 年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、約 391.8 兆円である。このうち、会計間の取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、約 196.8 兆円である。

この約 196.8 兆円には、国債償還費等約 85.0 兆円(元年度当初予算比 2.5 兆円減)、地方交付税交付金等(地方譲与税等を含む。)約 19.8 兆円(同 0.5 兆円増)、財政融資資金への繰入 12.0 兆円(同増

減なし)、社会保障給付費約 72.0 兆円(同 1.7 兆円増)が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は約 7.9 兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費約 1.7 兆円(同 0.1 兆円減)を除いた額は、約 6.2 兆円となり、元年度当初予算額に対して約 0.1 兆円の増加となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
特 別 会 計 歳 出 総 額	391,759,059	389,470,974
特 別 会 計 の 会 計 間 取 引 額	60,400,339	62,782,747
特 別 会 計 内 の 勘 定 間 取 引 額	26,453,889	26,104,170
一 般 会 計 へ の 繰 入 額	169,778	461,187
国債整理基金特別会計における借換償還額	107,981,803	103,140,417
純 計 額	196,753,250	196,982,452
i 国 債 償 還 費 等	85,024,216	87,542,116
ii 地 方 交 付 税 交 付 金 等	19,794,207	19,287,496
iii 財 政 融 資 資 金 へ の 繰 入	12,000,000	12,000,000
iv 社 会 保 障 給 付 費	71,988,179	70,266,352
上 記 i ～ iv を 除 いた 純 計 額	7,946,647	7,886,489
v 復 興 関 連 経 費	1,702,330	1,778,138
上 記 i ～ v を 除 いた 純 計 額	6,244,317	6,108,351

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税(地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

2 年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 歳入において、2 年度の所得税及び法人税の収入見込額の 100 分の 33.1 に相当する額 10,457,614 百万円、酒税の収入見込額の 100 分の 50 に相当する額 632,500 百万円並びに消費税の収入見込額の 100 分の 19.5 に相当する額 4,235,205 百万円の合算額 15,325,319 百万円から、① 20 年度、21 年度及び 28 年度の地方交付税交付金の精算額のうち「地方交付税法」(昭 25 法 211)等に基づき 2 年度分の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額

235,484 百万円を控除し、②同法等において 2 年度分の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額 518,700 百万円を加算した額 15,608,535 百万円を一般会計から受け入れることとしている。

また、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として 339,816 百万円を受け入れることとしている。

地方法人税については、1,456,400 百万円を計上し、その全額を地方交付税交付金の財源としている。

上記の一般会計からの受入等については、歳出において、一時借入金の利子並びに元年度における借入金の償還及び利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金 16,930,566 百万円(うち、震災復興特別交付税 342,349 百万円)を計上することとしている。

- (2) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平 11 法 17)に基づき、歳入において一般会計からの受入 200,727 百万

円を計上することとし、これを財源として歳出において①個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する個人住民税減収補填特例交付金、②消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のための自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する自動車税減収補填特例交付金並びに③消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のための軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため市町村(特別区を含む。)に交付する軽自動車税減収補填特例交付金の合計額を、地方特例交付金として計上することとしている。

(3) 「道路交通法」(昭 35 法 105)に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入において交通反則者納金の収入 54,362 百万円を一般会計から受け入れることとし、これらを財源として歳出において交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。同交付金については、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付することとしている。

(4) 地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」(昭 30 法 113)に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。

(5) 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平 31 法 3)に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む。)が実施する森林環境整備事業費等の財源に充てるため、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」(平 19 法 64)に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として 60,040 百万円を受け入れることとし、これを財源として、森林環境譲与税譲与金として 40,000 百万円を歳出に計上し、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与するとともに、20,040 百万円を元年度の森林環境譲

与税の財源とした借入金の償還及び利子の支払いに充てることとしている。なお、元年度において当該譲与金の財源として計上していた借入金については、2 年度は計上しないこととしている。

(6) 石油ガス税の収入の 2 分の 1 に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」(昭 40 法 157)に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」(昭 27 法 180)第 7 条第 3 項に規定する指定市に譲与することとしている。

(7) 特別法人事業税の収入を受け入れ、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」(平 31 法 4)に基づき、特別法人事業譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。なお、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」(平 20 法 25)に基づき受け入れた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税譲与金として譲与することとしている。

(8) 自動車重量税の収入の 1,000 分の 422 に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」(昭 46 法 90)に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。

(9) 航空機燃料税の収入の 9 分の 2 に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」(昭 47 法 13)に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。

(10) 特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」(昭 32 法 77)に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。

(11) 財政融資資金及び民間からの借入金を計上している。

元年度における借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整

理基金特別会計に繰り入れることとしている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
(歳 入)		
一般会計より受入	15,863,623	16,041,848
財政投融资特別会計より受入	60,040	100,000
東日本大震災復興特別会計より受入	339,816	324,597
地 方 法 人 税	1,456,400	687,600
地方揮発油税	235,800	246,400
石 油 ガ ス 税	6,000	7,000
特別法人事業税	821,400	—
自動車重量税	286,900	275,000
航空機燃料税	15,400	14,900
特 別 と ん 税	12,500	13,800
地方法人特別税	1,170,400	2,136,000
借 入 金	30,712,295	31,137,305
雑 収 入	2	3
前年度剰余金受入	799,000	800,584
東日本大震災復興前年度剰余金受入	2,533	402
計	51,782,110	51,785,440
(歳 出)		
地方交付税交付金	16,930,566	16,084,403
地方特例交付金	200,727	434,028
交通安全対策特別交付金	54,311	56,763
地方揮発油譲与税譲与金	238,900	247,200
森林環境譲与税譲与金	40,000	20,000
石油ガス譲与税譲与金	6,300	7,200
特別法人事業譲与税譲与金	2,010,900	—
自動車重量譲与税譲与金	284,500	274,200
航空機燃料譲与税譲与金	15,400	14,900
特別とん譲与税譲与金	12,600	13,700
地方道路譲与税譲与金	3	3
地方法人特別譲与税譲与金	—	2,135,100

事 務 取 扱 費	262	260
諸 支 出 金	427	432
国債整理基金特別会計へ繰入	31,789,709	31,849,629
予 備 費	2,600	2,600
計	51,587,205	51,140,417

2 地震再保険特別会計

この会計は、「地震保険に関する法律」(昭 41 法 73)に基づいて保険会社等が行う地震保険に対する政府の地震再保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
(歳 入)		
再保険料収入	95,724	173,702
雑 収 入	28,174	27,461
計	123,899	201,163
(歳 出)		
再 保 険 費	123,809	201,088
事 務 取 扱 費	89	74
予 備 費	1	1
計	123,899	201,163

3 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
(歳 入)		
他会計より受入	83,113,734	85,611,694
一般会計より受入	23,350,380	23,507,241
交付税及び譲与税配付金特別会計等より受入	59,763,355	62,104,453
東日本大震災復興他会計より受入	31,725	32,030
東日本大震災復興特別会計より受入	31,725	32,030
租 税	123,000	126,000
公 債 金	106,288,626	101,332,422
復興借換公債金	1,693,177	1,807,995
東日本大震災復興株式会社払収入	1,477,382	1,474,920

東日本大震災復興配当金収入	50,450	50,450
運 用 収 入	91,341	94,592
東日本大震災復興運用収入	2,389	2,391
雑 収 入	152,322	182,861
東日本大震災復興雑収入	12	27
計	193,024,158	190,715,382
(歳 出)		
国債整理支出	189,769,023	187,347,569
公債等償還	179,645,537	176,726,907
公債利子等支払	10,001,038	10,489,659
公債等償還及び発行諸費等	122,449	131,003
復興債整理支出	3,255,135	3,367,813
計	193,024,158	190,715,382

(注) 2年度の公債金 106,288,626 百万円は、2年度中に償還期限の到来する公債等の借換えのため「特別会計に関する法律」(平 19 法 23) 第 46 条第 1 項の規定により発行する公債及び 2 年度における国債の整理又は償還のため同法第 47 条第 1 項の規定により発行した公債(前倒債)に係る公債金収入の見込額である。

(参考)

国債整理基金の年度末基金残高は、次のとおりである。

	2 年度予定 (億円)	元年度実績 見込み(億円)
償還財源繰入額等	695,924	702,007
うち復興債償還財源	15,018	610
償 還 額	695,905	702,040
うち復興債	15,018	610
差引基金増△減額	18	△ 32
年度末基金残高	30,045	30,027

4 外国為替資金特別会計

この会計は、政府が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために置かれた外国為替資金の運営に関する経理を明確にするために設けられたものである。外国為替資金の運営に基づく収益金及びその運営に要する経費等を歳入歳出とし、外国為替等の売買等に伴う外国為替資金の受払いは、歳入歳出外として経理される。

2 年度においては、外国為替資金に属する現

金の不足を補うための一時借入金等をするのできる限度額を、過去の実績等を勘案して 195,000,000 百万円としている。

また、「特別会計に関する法律」(平 19 法 23) 第 8 条第 2 項の規定により元年度において生ずる決算上の剰余のうち 2,590,782 百万円を 2 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

なお、株式会社国際協力銀行に対し、成長投資ファシリティ(仮称)において資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合にあつては、外国為替資金からの貸付けを行う場合がある。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
(歳 入)		
外国為替等売買差益	155,328	151,188
運 用 収 入	2,999,028	2,996,085
雑 収 入	1	1
計	3,154,357	3,147,274
(歳 出)		
事 務 取 扱 費	2,482	2,647
諸 支 出 金	187,399	249,725
融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	1	1
国債整理基金特別会計へ繰入	494,602	494,453
予 備 費	300,000	300,000
計	984,484	1,046,826

5 財政投融资特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産(公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。)の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が 21 年度末で廃止されたことに伴い、21 年度末までに策定されてい

た事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

2年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を12,000,000百万円、一時借入金等の限度額を15,000,000百万円としている。

また、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う利子収入の減少の補填に充てるため、127百万円を投資勘定から受け入れることとしている。

(2) 投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行及び地方公共団体金融機構等の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、前年度剰余金受入等と合わせて計727,413百万円を見積もることとしている。

歳出については、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給の促進等を図ることとし、451,000百万円(元年度当初予算額384,900百万円)の産業投資支出を行うこととしている。

また、この勘定から一般会計への繰入金として、146,132百万円を計上することとしている。

なお、2年度においては、地方公共団体金融機構の納付金(60,168百万円)は、森林環境譲与税の譲与財源等に充てるため、60,040百万円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れるほか、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補填に充てるため、127百万円を同勘定へ繰り入れることとしている。

(3) 特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発

揮するために必要な庁舎の整備を行うため、14,579百万円の特定期有財産整備費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
(1) 財政融資資金勘定		
(歳入)		
資金運用収入	942,505	1,072,155
公債金	12,000,000	12,000,000
財政融資資金より受入	11,361,110	13,535,000
他勘定より受入	127	184
雑収入	39,178	21,596
計	24,342,920	26,628,935
(歳出)		
財政融資資金へ繰入	12,000,000	12,000,000
事務取扱費	7,202	5,838
諸支出金	274,801	278,031
公債等事務取扱費一般会計へ繰入	68	66
国債整理基金特別会計へ繰入	12,057,270	14,291,418
予備費	60	60
計	24,339,401	26,575,412

(参考)

「特別会計に関する法律」(平19法23)第65条の規定による金利スワップ取引については、2年度は、想定元本で12,000億円を上限として実施する予定である。

なお、財政融資資金の長期運用予定額は、次のとおりである(「財政融資資金計画の説明」参照)。

	2年度(億円)	元年度(億円) (当初計画)
(2) 投資勘定		
(歳入)		
運用収入	265,304	296,879
利子収入	60	91
納付金	73,747	111,792
配当金収入	189,896	182,596

出資回収金収入	1,600	2,400
雑収入	4	4
前年度剰余金受入	462,105	532,721
資産処分収入	—	157,680
計 (歳出)	727,413	987,284
産業投資支出	451,000	384,900
貸付金	200	500
出資金	450,800	384,400
事務取扱費	114	127
地方公共団体金融機構納付金収入 財政融資資金勘定へ繰入	127	184
一般会計へ繰入	146,132	432,073
地方公共団体金融機構納付金収入 交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	60,040	100,000
国債整理基金特別会計へ繰入	0	0
産業投資予備費	70,000	70,000
計	727,413	987,284

なお、この勘定の投資計画は、次のとおりである(「財政投融资計画の説明」参照)。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
貸付金		
株式会社日本政策金融公庫	200	500
出資金		
株式会社日本政策金融公庫	21,200	45,300
沖縄振興開発金融公庫	1,800	1,900
株式会社国際協力銀行	80,000	63,500
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,400	3,200
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	34,400	36,200
株式会社日本政策投資銀行	100,000	130,000
株式会社産業革新投資機構	100,000	—
株式会社海外需要開拓支援機構	23,000	17,000

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	60,400	60,600
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	26,600	26,700
計	450,800	384,400
合計	451,000	384,900

(注) 1 「産業競争力強化法」(平 25 法 98) 第 112 条第 1 項の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法第 2 条第 22 項に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けたときにおいて、当該特定政府出資会社の上記出資金の計画額のうち出資するに至っていない金額がある場合には、この金額は、株式会社産業革新投資機構に承継されるものとする。

2 財政投融资特別会計投資勘定においては産業投資予備費を計上しており、産業投資支出に使用する場合には、財政制度等審議会財政投融资分科会の審議を経て上記投資計画に変更が生ずる。

(3) 特定国有財産整備勘定

(歳入)		
国有財産売却収入	9,678	22,665
雑収入	132	137
前年度剰余金受入	54,194	56,076
計	64,003	78,877
(歳出)		
特定国有財産整備費	14,579	21,603
事務取扱費	897	1,221
予備費	10	10
計	15,487	22,834

6 エネルギー対策特別会計

この会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分され、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を明確にするために設けられたものであり、それぞれの対策に要する費用の財源に充てる額は一般会計からの繰入れ、財政融資資金からの借入金等である。

2年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) エネルギー需給勘定

(イ) 燃料安定供給対策

石油・天然ガス・石炭の安定供給確保のため、必要な開発案件への支援、石油・天然ガス・石炭の探鉱及び地質構造の調査並びに石油・天然ガス・石炭開発関連技術の研究開発の効果的・効率的な推進のために必要な経費を計上しているほか、石油等の備蓄の着実な維持・管理に必要な経費を計上している。さらに、開発・精製分野を中心とした産油・産ガス・産炭国との共同研究、人的交流、投資促進事業など、我が国の強みを活かした資源外交の展開等の施策に要する経費を計上している。

また、国内石油精製機能の集約・強化等による石油供給構造の高度化や、石油製品販売業等における安全確保対策及び石油製品需給適正化調査等の施策に必要な経費を計上している。

(ロ) エネルギー需給構造高度化対策

内外の経済的、社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るため、再生可能エネルギーの製造・利用等のための技術開発に要する経費及び省エネルギー設備等の導入支援に要する経費等を計上している。

(2) 電源開発促進勘定

電源開発促進勘定は、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策を実施することとしており、それぞれの対策については、電源開発促進税収の375分の161を基礎として算出した電源立地対策に係る繰入相当額、375分の146を基礎として算出した電源利用対策に係る繰入相当額及び375分の68を基礎として算出した原子力安全規制対策に係る繰入相当額のうち、必要額を一般会計から繰り入れることとしている。

(イ) 電源立地対策

発電用施設(原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設、核燃料サイクル施設等)の設置及び運転の円滑化のため、同施

設の所在市町村等に対し、公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る経費に充てるための交付金を交付することとしている。

また、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」(28年12月20日閣議決定)を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構へ資金交付を行うこととしている。

(ロ) 電源利用対策

安定的な電力供給源であり、かつ、地球環境面の負荷が低い電源の開発及び利用の促進を図るため、これらの電源を効果的に活用する利用技術、原子力発電所の安全性向上等のための研究開発に要する経費を計上しているほか、核燃料物質の再処理並びに放射性廃棄物の処理及び処分、これらに関する研究開発及び事故対応・安全対策に要する経費として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する運営費交付金等を計上している。

(ハ) 原子力安全規制対策

原子力発電施設等(原子力発電施設、核燃料サイクル施設等)の安全規制の措置を適正に実施するための審査・検査等、原子力発電施設等の安全性に関する調査研究に要する経費を計上しているほか、原子力発電施設等の周辺地域の安全を確保するための防災体制の強化、原子力事故による被災者の健康管理・健康調査等に要する経費等を計上している。

(3) 原子力損害賠償支援勘定

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23法94)の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

2年度(百万円) 元年度(百万円)

(1) エネルギー需給勘定

(歳 入)		
一般会計より受入	595,222	618,109
石油証券及借入金収入	1,443,700	1,443,900
備蓄石油売払代	18,295	10,101
雑 収 入	27,254	24,599
前年度剰余金受入	159,750	131,733
計	2,224,221	2,228,442
(歳 出)		
燃料安定供給対策費	221,607	212,843
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	56,500	37,000
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費	2,700	4,000
エネルギー需給構造高度化対策費	349,345	354,492
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	144,967	142,974
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	15,788	17,482
事務取扱費	4,980	9,756
諸 支 出 金	0	0
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	0
国債整理基金特別会計へ繰入	1,447,325	1,448,886
予 備 費	1,010	1,010
計	2,244,221	2,228,442

(2) 電源開発促進勘定

(歳 入)		
電源立地対策財源一般会計より受入	157,818	159,445
電源利用対策財源一般会計より受入	108,486	107,931
原子力安全規制対策財源一般会計より受入	46,018	47,010
周辺地域整備資金より受入	125	154
雑 収 入	1,245	1,123
前年度剰余金受入	18,285	20,268

計	331,977	335,931
(歳 出)		
電源立地対策費	166,852	170,149
電源利用対策費	15,697	15,603
原子力安全規制対策費	28,939	30,029
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	93,642	93,876
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	79	—
事務取扱費	26,258	25,762
諸 支 出 金	0	0
予 備 費	510	510
計	331,977	335,931

(3) 原子力損害賠償支援勘定

(歳 入)		
原子力損害賠償支援資金より受入	4,925	5,438
原子力損害賠償支援証券及借入金収入	11,756,800	12,014,100
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	0	0
雑 収 入	2	6
前年度剰余金受入	276	167
計	11,762,002	12,019,710
(歳 出)		
事務取扱費	1	1
国債整理基金特別会計へ繰入	11,762,001	12,019,709
計	11,762,002	12,019,710

7 労働保険特別会計

この会計は、「労働者災害補償保険法」(昭22法50)による労働者災害補償保険事業及び「雇用保険法」(昭49法116)による雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたもので、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の3勘定より成っている。

2年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から9百万円を受け入れることとしている。

保険給付費については、元年度における実

績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

社会復帰促進等事業費については、個々の事業の精査を行い、所要の額を計上している。

(2) 雇用勘定においては、求職者給付、雇用継続給付の支給及びその事務の執行に要する費用に充てるため、一般会計から 28,080 百万円を受け入れることとしている。

就職支援法事業については、雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用として、事務費を除き 12,403 百万円(うち一般会計からの繰入 620 百万円)を計上している。

雇用安定事業等については、非正規雇用労働者の正規雇用への転換や待遇改善等に取り組む事業主への支援の拡充や、労働生産性向上のための環境整備として賃金アップを図る企業への支援等について所要の額を計上している。

(3) 徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要な経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の要は、次のとおりである。

	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
(1) 労 災 勘 定		
(歳 入)		
他勘定より受入	907,866	876,013
一般会計より受入	9	114
未経過保険料受入	22,552	23,388
支払備金受入	173,213	170,036
運用収入	112,097	121,443
独立行政法人労働者健康安全機構納付金	—	41
雑収入	18,927	19,529
計	1,234,664	1,210,563
(歳 出)		
労働安全衛生対策費	30,243	29,921
保険給付費	773,583	774,734

職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	7,134	8,651
職務上年金給付費等交付金	5,381	5,800
社会復帰促進等事業費	125,352	130,055
独立行政法人労働者健康安全機構運営費	11,218	10,195
独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	2,794	2,609
仕事生活調和推進費	14,054	12,311
中小企業退職金共済等事業費	2,094	2,298
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	107	107
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	27	137
個別労働紛争対策費	2,269	1,896
業務取扱費	63,824	63,757
施設整備費	1,430	1,804
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	44,137	42,903
予備費	5,700	6,500
計	1,089,348	1,093,678

(2) 雇 用 勘 定

(歳 入)

他勘定より受入	1,765,172	1,675,243
一般会計より受入	28,080	26,608
運用収入	47	642
積立金より受入	1,018,023	918,259
雇用安定資金より受入	85,437	51,011
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金	129	74
雑収入	20,917	22,772
計	2,917,805	2,694,610

(歳 出)

中小企業退職金共済等事業費	6,673	6,861
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	30	31
労使関係安定形成促進費	411	411

個別労働紛争対策費	2,269	1,896
職業紹介事業等実施費	82,450	79,663
地域雇用機会創出等対策費	137,214	113,178
高齢者等雇用安定・促進費	250,661	225,688
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	70,348	69,067
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	5,728	3,721
失業等給付費	1,248,071	1,186,417
育児休業給付費	690,213	668,541
就職支援法事業費	13,236	14,124
職業能力開発強化費	99,254	91,179
若年者等職業能力開発支援費	3,673	2,919
障害者職業能力開発支援費	1,906	1,737
技能継承・振興推進費	4,914	4,974
男女均等雇用対策費	17,136	27,697
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	2,094	1,877
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	170	174
業務取扱費	118,561	122,418
施設整備費	3,529	4,070
育児休業給付資金へ繰入	75,040	—
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	29,225	25,966
予備費	55,000	42,000
計	2,917,805	2,694,610
(3) 徴収勘定		
(歳入)		
保険料収入	2,625,678	2,549,428
印紙収入	152	194
他勘定より受入	73,361	68,869
雑収入	1,719	1,636
前年度剰余金受入	48,777	6,094
一般会計より受入	244	210
一般拠出金収入	3,980	3,927

計	2,753,912	2,630,358
(歳出)		
業務取扱費	38,472	36,079
保険給付費等財源労災勘定へ繰入	907,866	876,013
失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	1,765,172	1,675,243
諸支出金	42,301	42,923
予備費	100	100
計	2,753,912	2,630,358

8 年金特別会計

この会計は、「国民年金法」(昭 34 法 141)、「厚生年金保険法」(昭 29 法 115) 及び「健康保険法」(大 11 法 70) に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」(昭 46 法 73) 等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」(平 24 法 65) に基づく子どものための教育・保育給付等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

2 年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。
- (2) 国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平 16 法 166) に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1,833,551 百万円を一般会計から受け入れることとしている。
- (3) 厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、10,133,607 百万円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、27年度(10月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

(4) 健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、5,833百万円を受け入れることとしている。

(5) 子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの児童(第1子・第2子)一人につき月額10,000円を、3歳以上小学校修了までの児童(第3子以降)一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額5,000円を支給することとしている。

また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。

歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2,509,511百万円を受け入れることとしている。

(6) 業務勘定においては、業務の取扱い等に必要な経費(日本年金機構に対する運営費を含む。)を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

2年度(百万円) 元年度(百万円)

(1) 基礎年金勘定

(歳入)

拠出金等収入	24,966,283	24,566,167
運用収入	977	1,392
積立金より受入	1,479,494	1,121,618
雑収入	9,788	6,298
計	26,456,542	25,695,474
(歳出)		
基礎年金給付費	25,647,851	24,746,570
基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	705,041	849,156
諸支出金	649	748
予備費	103,000	99,000
計	26,456,542	25,695,474

(2) 国民年金勘定

(歳入)

保険収入	3,232,344	3,245,749
保険料収入	1,161,743	1,177,283
一般会計より受入	1,833,551	1,771,393
基礎年金勘定より受入	237,048	297,060
運用収入	1	13
積立金より受入	370,693	280,004
独立行政法人納付金	140,267	161,800
年金積立金管理運用独立行政法人納付金	136,850	157,777
独立行政法人福祉医療機構納付金	3,417	4,022
雑収入	689	404
前年度剰余金受入	47	5
計	3,744,040	3,687,963

(歳出)

特別障害給付金給付費	2,824	2,995
福祉年金給付費	16	26
国民年金給付費	414,881	476,648
基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,192,831	3,076,928
年金相談事業費等業務勘定へ繰入	69,307	62,926
諸支出金	62,482	66,540
予備費	1,700	1,900
計	3,744,040	3,687,963

(3) 厚生年金勘定

(歳 入)		
保 険 収 入	48,010,860	47,019,771
保 険 料 収 入	32,711,974	31,864,268
一般会計より受入	10,133,607	10,026,366
労働保険特別会計より受入	7,134	8,651
基礎年金勘定より受入	363,266	422,012
存続厚生年金基金等徴収金	1,860	2,354
解散厚生年金基金等徴収金	261,683	196,122
実施機関拠出金収入	4,466,664	4,437,057
存続組合等納付金	64,654	62,772
運 用 収 入	19	168
積立金より受入	524,724	618,480
独立行政法人納付金	343,833	868,796
年金積立金管理運用独立行政法人納付金	282,000	796,000
独立行政法人福祉医療機構納付金	61,833	72,796
雑 収 入	10,507	7,107
計	48,889,924	48,514,154
(歳 出)		
保 険 給 付 費	24,530,193	24,367,563
実施機関保険給付費等交付金	4,603,106	4,613,170
基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	19,425,748	19,192,900
年金相談事業費等業務勘定へ繰入	187,705	190,358
諸 支 出 金	46,173	53,163
予 備 費	97,000	97,000
計	48,889,924	48,514,154
(4) 健 康 勘 定		
(歳 入)		
保 険 料 収 入	10,997,415	10,641,132
一般会計より受入	5,833	5,904
日雇拠出金収入	226	152
運 用 収 入	0	0
業務勘定より受入	97	151
借 入 金	1,458,291	1,464,008

雑 収 入	651	0
前年度剰余金受入	54,061	544
計	12,516,575	12,111,890
(歳 出)		
保険料等交付金	11,015,354	10,609,784
業務取扱費等業務勘定へ繰入	33,164	29,184
諸 支 出 金	3,933	3,010
国債整理基金特別会計へ繰入	1,464,124	1,469,912
計	12,516,575	12,111,890
(5) 子ども・子育て支援勘定		
(歳 入)		
事業主拠出金収入	639,515	595,611
一般会計より受入	2,509,511	2,297,915
積立金より受入	71,931	20,928
雑 収 入	4,582	3,051
前年度剰余金受入	13,829	6,536
計	3,239,369	2,924,041
(歳 出)		
児童手当等交付金	1,326,160	1,348,808
子ども・子育て支援推進費	1,474,353	1,199,276
地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	391,389	349,444
業 務 取 扱 費	40,850	20,963
諸 支 出 金	217	149
予 備 費	6,400	5,400
計	3,239,369	2,924,041
(6) 業 務 勘 定		
(歳 入)		
一般会計より受入	110,072	110,338
他勘定より受入	291,939	284,234
特別保健福祉事業資金より受入	24	20
独立行政法人福祉医療機構納付金	78	92
雑 収 入	9,960	9,561
前年度剰余金受入	10,320	7,136
計	422,393	411,380
(歳 出)		

業 務 取 扱 費	41,113	37,591
社会保険オンラインシステム費	64,301	60,651
日本年金機構運営費	316,195	312,955
独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	748	151
一般会計へ繰入	24	20
予 備 費	12	12
計	422,393	411,380

9 食料安定供給特別会計

この会計は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88)に基づく交付金を交付する農業経営安定事業、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平 6 法 113)及び「飼料需給安定法」(昭 27 法 356)に基づく米麦等の買入れ、売渡し等を行う食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、「農業保険法」(昭 22 法 185)に基づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険に係る国の再保険事業等、「漁船損害等補償法」(昭 27 法 28)に基づく漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る国の再保険事業並びに「漁業災害補償法」(昭 39 法 158)に基づく漁獲、養殖、特定養殖及び漁業施設共済に係る国の保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

なお、「土地改良法」(昭 24 法 195)に基づく国営土地改良事業及び土地改良関係受託工事等に関する経理を行うため設けられた国営土地改良事業特別会計が 20 年度より一般会計に統合されたことに伴い、10 年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した地区のうち 19 年度末までに工事が完了しなかった地区における事業(以下「未完了借入事業」という。)について、当該事業が完了するまでの間、借入金をもってその財源とすることができるよう、20 年度から未完了借入事業の工事の全部が完了する年度までの間の経過措置として国営土地改良事業勘定が設けられている。

2 年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88)に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。
- (2) 食糧管理勘定においては、歳入として、米麦等の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入 319,180 百万円等を計上しており、歳出として、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米等及び輸入小麦等の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。国内米については買入数量 207 千トン、売却数量 207 千トン、輸入米等については買入数量 774 千トン、売却数量 774 千トン、輸入小麦等については買入数量 5,065 千トン、売却数量 5,065 千トンと見込んでいる。買入価格及び米等の売渡価格については、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上しており、輸入小麦等の売渡価格については、2 年 4 月 1 日以降に見込まれる価格等で計上している。輸入飼料については小麦 400 千トン、大麦 600 千トンの売却及びこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。
- (3) 農業再保険勘定においては、最近における共済金額の趨勢等を考慮して、農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。
- (4) 漁船再保険勘定においては、最近における保険金額の趨勢等を考慮して、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。
- (5) 漁業共済保険勘定においては、最近における共済金額の趨勢等を考慮して、保険金の支払に必要な経費等を計上している。
- (6) 業務勘定においては、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における事務取扱い等に必要な経費を計上している。
- (7) 国営土地改良事業勘定においては、かん

がい排水事業9地区、総合農地防災事業2地区の工事をそれぞれ施行するために必要な経費等を計上している。

なお、この勘定においては、財政融資資金の借入れ1,200百万円を予定している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
(1) 農業経営安定勘定		
(歳入)		
食糧管理勘定より受入	81,547	92,030
一般会計より受入	95,825	82,446
独立行政法人農畜産業振興機構納付金	21,911	23,629
雑収入	0	0
前年度剰余金受入	81,729	76,017
計	281,012	274,122
(歳出)		
農業経営安定事業費	280,847	273,962
事務取扱費業務勘定へ繰入	65	59
予備費	100	100
計	281,012	274,122
(2) 食糧管理勘定		
(歳入)		
食糧売払代	430,581	449,753
輸入食糧納付金	424	424
一般会計より受入	89,000	89,000
食糧証券収入	319,180	317,470
雑収入	12,540	12,648
計	851,725	869,294
(歳出)		
食糧買入費	498,958	514,347
食糧管理費	37,451	37,530
交付金等他勘定へ繰入	94,995	105,992
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	0
国債整理基金特別会計へ繰入	135,321	126,426
予備費	85,000	85,000
計	851,725	869,294

(3) 農業再保険勘定

(歳入)		
農業再保険収入	62,651	70,469
再保険料	2,014	2,455
一般会計より受入	55,728	54,230
前年度繰越資金受入	4,909	13,784
積立金より受入	21,398	21,383
雑収入	2	17
計	84,051	91,869
(歳出)		
農業再保険費及交付金	59,073	67,507
事務取扱費業務勘定へ繰入	1,020	1,025
予備費	21,400	21,400
計	81,493	89,932

(4) 漁船再保険勘定

(歳入)		
漁船再保険収入	8,552	8,865
再保険料	0	0
一般会計より受入	7,463	7,800
前年度繰越資金受入	1,088	1,064
積立金より受入	100	99
雑収入	0	1
計	8,652	8,965
(歳出)		
漁船再保険費及交付金	6,924	7,158
事務取扱費業務勘定へ繰入	584	609
予備費	100	100
計	7,608	7,867

(5) 漁業共済保険勘定

(歳入)		
漁業共済保険収入	12,434	11,738
保険料	0	0
一般会計より受入	10,418	10,084
前年度繰越資金受入	2,016	1,654
雑収入	0	0
計	12,434	11,738
(歳出)		
漁業共済保険費及交付金	10,180	9,830

事務取扱費業務勘定へ繰入	121	121
予 備 費	100	100
計	10,401	10,052
(6) 業 務 勘 定		
(歳 入)		
他勘定より受入	15,239	15,777
雑 収 入	1	1
計	15,239	15,778
(歳 出)		
事 務 取 扱 費	15,039	15,578
予 備 費	200	200
計	15,239	15,778
(7) 国営土地改良事業勘定		
(歳 入)		
一般会計より受入	6,895	11,473
土地改良事業費負担金収入	11,732	12,812
借 入 金	1,200	2,200
雑 収 入	239	227
前年度剰余金受入	23	23
計	20,090	26,735
(歳 出)		
土地改良事業費	6,671	11,664
北海道土地改良事業費	10	20
離島土地改良事業費	10	10
土地改良事業工事諸費	1,530	2,063
土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	4,345	5,625
国債整理基金特別会計へ繰入	7,224	7,053
予 備 費	300	300
計	20,090	26,735

10 国有林野事業債務管理特別会計

この会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した借入金に係る債務の処理に関する経理を明確にするため、この債務の処理が終了する年度までの間に限って設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
(歳 入)		

一般会計より受入	22,652	21,837
借 入 金	341,900	335,800
計	364,552	357,637

(歳 出)

国債整理基金特別会計へ繰入	364,552	357,637
---------------	---------	---------

(注) 2 年度の借入金 341,900 百万円は、「特別会計に関する法律」(平 19 法 23) 附則第 206 条の 6 の規定に基づき、2 年度中に償還期限の到来する借入金の借換えに係る借入見込額であり、借入金債務残高が増加するものではない。

11 特許特別会計

この会計は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするために設けられたものである。

2 年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 世界最速・最高品質の審査の実現に向けて、任期付審査官の確保、情報システムの構築・運営、人工知能(AI)等を活用した業務改革、国内外の先行技術調査の推進等を行うとともに、新興国の知財システム整備の支援を通じ、我が国企業のイノベーション創出を支える知財システムの強化を図る。
- (2) 中小・ベンチャー企業の知財活動に対する普及啓発・戦略構築支援、中小企業の海外での知財活動の促進、知財に着目した融資の円滑化等の中小・ベンチャー企業等を後押しするために、ビジネスへの活用を見据えた知財戦略の構築や、知財の権利取得から事業化までを重点的に支援する。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
(歳 入)		
特許印紙収入	94,787	100,895
特許料等収入	30,580	28,455
一般会計より受入	18	18
独立行政法人工業所有権情報・研修館納付金収入	1,840	—
雑 収 入	852	1,118
前年度剰余金受入	88,163	118,621
計	216,240	249,107

(歳 出)		
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	12,164	12,229
事務取扱費	149,872	144,089
施設整備費	2,703	7,593
予備費	200	200
計	164,939	164,111

12 自動車安全特別会計

この会計は、「自動車損害賠償保障法」(昭 30 法 97)に基づく自動車損害賠償保障事業等及び「道路運送車両法」(昭 26 法 185)に基づく自動車の検査、登録等の事務に関する国の経理を明確にするために設けられたものである。

なお、当分の間の措置として、自動車事故対策計画に基づく交付等に関する経理を行うこととしている。

また、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平 25 法 76)に基づく社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、空港整備事業等に関する経理を 26 年度から借入金償還完了年度の末日までの間、空港整備勘定において行うこととしている。

2 年度の主な内容は、次のとおりであるが、自動車事故対策勘定において、「平成 6 年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平 6 法 43)等に基づき、同法等の規定する運用収入に相当する額の一部について、一般会計から 4,030 百万円を受け入れることとしている。

(1) 保障勘定

(イ) ひき逃げ及び無保険車による事故の被害者の損害をてん補するため、1,048 百万円の保障金を計上している。

(ロ) 15 年 3 月 31 日までに引き受けた再保険等に対する保険金等の支払のため、241 百万円の再保険金等を計上している。

(2) 自動車検査登録勘定

(イ) 2 年度検査関係業務件数を 26,445 千件、2 年度登録関係業務件数を 40,916 千件と見込んでいる。

(ロ) 自動車の検査、登録等の際に、自動車重量税の納付の確認等の事務を行うため、

当該事務の実施に要する経費の財源を一般会計から受け入れることとしている。

(ハ) 自動車等が保安基準に適合するかどうかの審査、リコールの技術的な検証及び自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行う独立行政法人自動車技術総合機構に対する運営費交付金及び施設整備費補助金を計上している。

(ニ) 自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続について、国民負担の軽減、行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの導入を進めることとしている。

(3) 自動車事故対策勘定

(イ) 自動車事故対策として事故相談事業等を実施する者に対し、5,936 百万円の補助金等を計上している。

(ロ) 自動車運転者に対する適性診断、自動車事故の被害者に対する資金の貸付け、重度後遺障害者の治療及び養護を行う施設の運営等を行う独立行政法人自動車事故対策機構に対する運営費交付金、施設整備費補助金等を計上している。

(4) 空港整備勘定

(イ) 歳入については、空港使用料収入のほか、航空機燃料税収入の 9 分の 7 相当額等及び直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることとしている。

(ロ) 歳出については、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能拡充に必要な事業等を重点的に実施するとともに、成田国際空港株式会社に財務基盤強化のための出資を行うこととしている。また、福岡空港においては、引き続き、滑走路増設事業を実施することとしている。

このほか、財政融資資金の繰上償還に必要な経費を計上している。

(注) 成田国際空港株式会社は、第 3 滑走路の新設等の更なる機能強化を実施することとしている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

2年度(百万円)		元年度(百万円)	(歳 出)	
(1) 保 障 勘 定			自動車事故対策費	5,936 6,113
(歳 入)			独立行政法人自動車事故対策機構運営費	7,350 7,317
賦 課 金 収 入	1,897	1,893	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	140 147
積立金より受入	383	427	独立行政法人自動車事故対策機構貸付金	392 375
雑 収 入	461	449	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	534 365
前年度剰余金受入	60,340	58,818	計	14,352 14,317
計	63,080	61,587	(4) 空港整備勘定	
(歳 出)			(歳 入)	
保 障 費	1,398	1,650	空港使用料収入	249,874 237,347
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	810	895	一般会計より受入	54,661 87,578
再保険及保険費	241	261	地方公共団体工事費負担金収入	12,846 11,203
予 備 費	60	70	償 還 金 収 入	11,754 11,771
計	2,509	2,876	配 当 金 収 入	7,534 8,614
(2) 自動車検査登録勘定			空港等財産処分収入	899 108
(歳 入)			雑 収 入	287,325 42,797
検査登録印紙収入	32,516	32,353	前年度剰余金受入	38,495 30,157
検査登録手数料収入	3,097	3,244	計	663,389 429,576
一般会計より受入	280	287	(歳 出)	
他勘定より受入	1,345	1,260	空港等維持運営費	151,019 157,973
雑 収 入	546	200	空港整備事業費	160,401 137,664
前年度剰余金受入	20,556	15,972	北海道空港整備事業費	19,960 19,773
計	58,339	53,316	離島空港整備事業費	2,099 2,230
(歳 出)			沖縄空港整備事業費	15,891 29,996
独立行政法人自動車技術総合機構運営費	3,233	2,648	航空路整備事業費	37,439 35,117
独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	4,786	3,522	成田国際空港株式会社出資	30,000 —
業 務 取 扱 費	28,354	28,462	地域公共交通維持・活性化推進費	630 2,738
施 設 整 備 費	1,123	2,157	空港等整備事業工事諸費	1,777 1,806
予 備 費	150	150	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,617 2,617
計	37,646	36,938	国債整理基金特別会計へ繰入	241,227 39,331
(3) 自動車事故対策勘定				
(歳 入)				
積立金より受入	7,755	7,854		
一般会計より受入	4,030	3,720		
償 還 金 収 入	846	728		
雑 収 入	1,722	2,015		
計	14,352	14,317		

予 備 費	330	330
計	663,389	429,576

13 東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
(歳 入)		
復興特別所得税	411,100	419,600
一般会計より受入	20,876	184,811
復興公債金	924,100	928,400
公共事業費負担金収入	50,639	58,320
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	265	431
附帯工事費負担金収入	653	1,343
雑 収 入	666,315	541,885
計	2,073,948	2,134,790
(歳 出)		

歳出については、復興事業等を行うため、2,073,948百万円を計上している。

なお、「復興庁設置法」(平23法125)の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として1,402,392百万円を一括計上している。

2年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 災害救助等関係経費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
11,673	17,659

① 災害救助費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
5,076	8,999

この経費は、「災害救助法」(昭22法118)に基づき、県が提供する応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる、民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の家賃の支払、建築した仮設住宅の基礎の補修工事等に要する費用の一部負担に必要な経費である。

② 被災者緊急支援経費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
6,596	8,660

この経費は、東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等への就学支援等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
復興特区支援利子補給金	1,031	1,188
東日本大震災復興推進調整費	—	200
災害援護貸付金等	311	488
被災児童生徒就学支援等事業交付金	3,020	4,382
緊急スクールカウンセラー等活用事業費	2,219	2,378
そ の 他	15	23
計	6,596	8,660

(2) 災害廃棄物処理事業費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
8,246	2,219

この経費は、東日本大震災により被害を受けた地域において、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平23法99)に基づき行う災害廃棄物処理事業に必要な経費である。

(3) 復興関係公共事業等

2年度(百万円)	元年度(百万円)
527,631	632,684

① 災害復旧等事業費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
136,014	213,795

この経費は、東日本大震災により被害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費及び災害関連事業費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
127,867	204,779

この経費は、公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業及び災害関連事業に必要な経費である。

復旧については、その早期復旧を図るた

め、復旧進度に応じた必要な経費であって、その所管別内訳は、次のとおりである。

	災害復旧事業費(百万円)	災害関連事業費(百万円)	計(百万円)
農林水産省	63,706	1,667	65,373
国土交通省	62,389	105	62,494
計	126,095	1,772	127,867

(ロ) 水道施設災害復旧事業費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
8,099	8,996

この経費は、水道施設の災害復旧事業に必要な経費である。

(ハ) 住宅施設災害復旧事業費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
29	20

この経費は、公営住宅等施設の災害復旧事業に必要な経費である。

(二) 航路標識災害復旧事業費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
19	—

この経費は、航路標識の災害復旧事業に必要な経費である。

② 一般公共事業関係費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
372,441	401,923

この経費は、東日本大震災からの復興事業として治水、治山、道路、港湾、廃棄物処理施設、農業農村、水産基盤等の整備等を推進するために必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 治山治水対策事業費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
6,036	10,604

この経費は、河川整備事業及び治山事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
治水事業	1,311	3,601
治山事業	4,725	7,003
計	6,036	10,604

(ロ) 道路整備事業費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
166,165	174,355

この経費は、復興道路・復興支援道路の整備等に必要な経費である。

(ハ) 港湾空港鉄道等整備事業費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
10,055	29,745

この経費は、港湾整備事業に必要な経費である。

(二) 公園水道廃棄物処理等施設整備費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
31,186	28,960

この経費は、廃棄物処理施設整備事業、国営公園等事業及び自然公園等事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
廃棄物処理施設整備事業	29,454	25,552
国営公園等事業 (国営追悼・祈念施設)	1,495	2,469
自然公園等事業	237	939
計	31,186	28,960

(ホ) 農林水産基盤整備事業費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
39,217	35,704

この経費は、農業農村整備事業、森林整備事業、水産基盤整備事業及び農山漁村地域整備事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
農業農村整備事業	9,958	10,537
森林整備事業	6,637	6,527
水産基盤整備事業	4,514	2,465
農山漁村地域整備事業	18,108	16,175
計	39,217	35,704

(ヘ) 社会資本総合整備事業費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
119,782	122,555

この経費は、社会資本総合整備事業に必要な経費である。

③ 施設費等

2年度(百万円)	元年度(百万円)
19,176	16,966

(イ) 文教施設災害復旧費等

2年度(百万円)	元年度(百万円)
10,469	9,165

この経費は、東日本大震災により被害を受けた公立社会教育施設等について、地方公共団体等が行う復旧等に要する費用の一部負担等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
公立社会教育施設災害復旧費	8,488	6,142
公立学校施設災害復旧費	1,449	2,589
国宝重要文化財等災害復旧費	159	315
私立学校施設災害復旧費	373	117
公立社会教育施設災害復旧都道府県事務費交付金等	1	1
計	10,469	9,165

(ロ) その他

2年度(百万円)	元年度(百万円)
8,707	7,801

上記の内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
警察施設等災害復旧費	593	122
警察施設整備費	556	295
消防防災施設災害復旧費	317	1,839
法務省施設費	4,157	2,080
社会福祉施設等災害復旧費	755	792
保健衛生施設等災害復旧費	175	—
社会福祉施設等設備災害復旧費等	31	56
保健衛生施設等設備災害復旧費	2	—
水産業共同利用施設復旧整備事業費	1,062	997
特用林産施設体制整備復興事業費	903	903

東日本大震災農業生産対策交付金

98	658
----	-----

木材加工流通施設等復旧対策事業費

59	59
----	----

計	8,707	7,801
---	-------	-------

(4) 災害関連融資関係経費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
7,243	10,052

① 中小企業等関係費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
4,523	7,229

この経費は、東日本大震災による被災中小企業者の事業再建及び経営安定のための融資の実施に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
株式会社日本政策金融公庫出資金(財務省分)	2,700	3,700
株式会社日本政策金融公庫出資金(厚生労働省分)	423	329
株式会社日本政策金融公庫出資金(経済産業省分)	1,400	3,200
計	4,523	7,229

② 農林漁業者等関係費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
2,720	2,823

この経費は、東日本大震災による被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
農業経営金融支援対策費補助金	910	1,052
漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	851	927
漁業信用保険事業交付金	511	449
漁業経営安定対策事業費補助金	392	328
林業振興事業費補助金	41	48

株式会社日本政策金融公庫補給金	16	19
計	2,720	2,823

(5) 地方交付税交付金

2年度(百万円)	元年度(百万円)
339,816	324,597

この経費は、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置する必要があるため、その措置に必要な地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

(6) 東日本大震災復興交付金

2年度(百万円)	元年度(百万円)
11,275	57,346

この経費は、「東日本大震災復興特別区域法」(平23法122)の規定による復興交付金事業等の実施に要する経費に充てるための地方公共団体に対する交付金の交付に必要な経費である。

(7) 原子力災害復興関係経費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
750,024	660,585

① 除去土壌等の適正管理・搬出等

2年度(百万円)	元年度(百万円)
568,504	435,710

この経費は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平23法110)等に基づき行う除去土壌等の適正管理・搬出の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業費	3,159	3,170
中間貯蔵施設の整備等経費	402,490	208,127
除去土壌等の適正管理・搬出等の実施経費	56,614	118,687
放射性物質汚染廃棄物処理事業費	100,924	100,383

その他	5,317	5,343
計	568,504	435,710

② 福島再生加速化交付金等

2年度(百万円)	元年度(百万円)
181,520	224,875

この経費は、福島再生を加速するため、特定復興再生拠点の整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の施策の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2 年 度 (百 万 円)	元 年 度 (百 万 円)
福島再生加速化 交付金	79,115	89,045
福島生活環境整 備・帰還再生加 速事業費	9,359	11,133
帰還困難区域の 入域管理・被ば く管理等	5,094	5,838
原子力損害賠償 紛争審査会の開 催等	3,352	3,752
福島関連基礎・ 支援研究等(国 立研究開発法人 量子科学技術研 究開発機構及び 国立研究開発法 人日本原子力研 究開発機構運営 費)	2,333	2,508
福島県双葉郡中 高一貫校設置事 業(施設)	—	235
地域復興実用化 開発等促進事業 費等	5,701	8,808
原子力災害によ る被災事業者の 自立等支援事業 費	1,580	6,011
ロボットテスト フィールド・研 究開発拠点整備 事業費	—	2,733
特定復興再生拠 点整備事業	67,278	86,941
放射性物質環境 汚染状況監視等 調査研究費	1,236	1,327
環境放射線測定 等経費	1,086	1,137
そ の 他	5,387	5,405
計	181,520	224,875

(8) その他の東日本大震災関係経費

	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
	86,299	97,605
① 被災者生活再建支援金補助金		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
	10,113	10,651
この経費は、東日本大震災により住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再建支援金に要する費用の一部補助に必要な経費である。		
② 警察・消防活動経費等		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
	485	834
この経費は、東日本大震災により被害を受けた地域における警察活動及び緊急消防援助隊の活動に要する負担金等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
警察活動経費	16	2
緊急消防援助隊活動費負担金等	379	418
消防防災設備災害復旧費補助金	90	414
計	485	834
③ 教育支援等		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
	3,230	3,545
この経費は、心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための教職員定数の改善や被災地にある私立大学等の安定的な教育環境の整備等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
被災私立大学等復興特別補助事業費	504	715
海洋生態系研究開発拠点形成事業費	539	580
義務教育費国庫負担金	1,607	1,777
その他	580	473
計	3,230	3,545
④ 医療、介護、福祉等		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
	6,788	9,984
(イ) 医療保険制度等の保険料減免等に対す		

る特別措置		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
	6,048	9,061
この経費は、医療保険、介護保険、障害福祉サービス等において、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に住所を有する被保険者等の保険料、一部負担金等の減免措置の延長に要する費用の補助に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
医療保険制度	3,791	5,672
介護保険制度	2,242	3,374
障害福祉サービス等	15	15
計	6,048	9,061
(ロ) 被災者の健康・生活支援等		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
	407	506
この経費は、被災者の心のケア支援を推進するための調査研究等事業等を実施するために必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
被災3県心のケア総合支援調査研究等事業費	260	291
障害福祉サービス再開支援事業費	147	214
計	407	506
(ハ) その他		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
	333	417
この経費の内訳は次のとおりである。		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
被災地における福祉・介護人材確保事業費	184	205
介護サービス提供体制再生事業費	149	212
計	333	417
⑤ 雇用関係		
	2 年度(百万円)	元年度(百万円)
	996	1,620
この経費は、福島県及び同県内の市町村に		

対し資金を交付し、民間企業等への委託により福島県被災求職者の雇用の創出を図るための重点分野雇用創造事業等を実施するために必要な経費であり、その内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
伴走型人材確保・育成支援モデル事業費	266	301
企業間専門人材派遣支援モデル事業費	43	290
被災地域人材確保対策調査事業費	23	29
重点分野雇用創造事業費	664	1,001
計	996	1,620

⑥ 農 林 業 関 係

2年度(百万円)	元年度(百万円)
7,002	6,460

この経費は、東日本大震災により被害を受けた地域で経営再開に向けて復旧作業を行う被災農業者に対する経営再開支援、本格復興に向けて生産力・販売力を回復する産地の取組支援等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
福島県農林水産業再生総合事業費	4,660	4,740
原子力被災12市町村農業者支援事業	971	—
食料生産地域再生のための先端技術展開事業費	824	824
震災復興林業作業システム導入支援事業費	137	245
福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業費	135	135
東日本大震災農業生産対策交付金	111	341
そ の 他	163	174
計	7,002	6,460

⑦ 水 産 業 関 係

2年度(百万円)	元年度(百万円)
2,785	2,917

この経費は、東日本大震災により売上が大きく減少した水産加工業者等に対する販路の回復・新規開拓等のための復興水産加工業等販路回復促進事業、被災海域における種苗放流支援事業等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
チーム化による水産加工業等再生モデル事業費	111	108
復興水産加工業等販路回復促進事業費	1,182	1,227
被災海域における種苗放流支援事業費	700	714
漁場復旧対策支援事業費	420	582
漁船等復興対策事業費	345	220
養殖施設災害復旧事業費	26	65
計	2,785	2,917

⑧ 中 小 企 業 対 策

2年度(百万円)	元年度(百万円)
16,560	10,097

この経費は、東日本大震災により被害を受けた中小企業等の支援のため、施設等の復旧・整備に要する費用に対し補助金を交付する県等に対する一部補助及び二重ローン対策の窓口業務等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)
被災地企業資金調達等支援事業費	78	99
中小企業組合等共同施設等災害復旧費	14,036	7,576
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	1,524	1,302
中小企業再生支援事業費	771	969
東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業費	151	151

計	16,560	10,097
⑨ 立地補助金		
2年度(百万円)	元年度(百万円)	
—	8,801	
この経費は、福島県の避難指示区域等を対象に、雇用の創出及び産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための企業立地補助に必要な経費である。		
⑩ 住宅関係		
2年度(百万円)	元年度(百万円)	
44	71	
この経費は、東日本大震災により被害を受けた者に対して行う東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に要する経費の民間団体等に対する一部補助に必要な経費である。		
⑪ その他		
2年度(百万円)	元年度(百万円)	
38,297	42,624	
上記の内訳は次のとおりである。		
2年度(百万円)	元年度(百万円)	
被災者支援総合交付金	15,480	17,661
復興庁運営経費	5,558	5,435
「新しい東北」推進事業費	856	1,060
被災地への情報提供等経費	601	521
東日本大震災10周年事業費	116	—
沿岸被災地のまちの再生に向けた官民連携推進支援経費	42	55
特定非営利活動法人等被災者支援事業費	168	191
被災地域情報化推進事業費	28	55
情報通信基盤災害復旧事業費	14	48
民事法律扶助事業等実施経費	573	607
登記事務処理実施経費	316	418
被災法務局庁舎維持費等	66	66
東北メディカル・メガバンク計画	1,597	1,597

被災ミュージアム再興事業費	248	250
東日本大震災復興受託工事費及換地清算金	300	—
被災都市ガス導管移設復旧支援事業費	27	63
放射線量測定指導・助言事業費	26	26
東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業費	3,094	4,209
地域公共交通確保維持改善事業費	722	926
東日本大震災復興附帯工事費	635	1,325
福島県における観光関連復興支援事業費	300	300
被災地域地籍調査経費	12	111
除去土壌等の適正管理・搬出等の実施、災害廃棄物及び放射性廃棄物等の処理に伴う体制の強化経費	7,023	7,187
環境モニタリング調査費	492	509
防災対策推進精算還付金	—	4
計	38,297	42,624

(9) 国債整理基金特別会計への繰入等

2年度(百万円)	元年度(百万円)
31,740	32,044

この経費は、復興債の利子の支払に必要な経費と、復興債の償還及び発行に必要な手数料を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等である。

(10) 復興加速化・福島再生予備費

2年度(百万円)	元年度(百万円)
300,000	300,000

この経費は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費である。